

ハナミズキ春日部・藤塚 景観協定

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 協定区域（第5条）
- 第3章 良好的景観の形成のために定める基準等
 - 第1節 建築物等に関する基準（第6条・第7条）
 - 第2節 緑化に関する基準（第8条－第12条）
 - 第3節 囲障に関する基準（第13条・第14条）
 - 第4節 屋外広告物の表示に関する基準（第15条）
 - 第5節 灯りのいえなみ協定に関する基準（第16条・第17条）
- 第4章 運営委員会（第18条－第21条）
- 第5章 景観協定に違反した場合の措置（第22条・第23条）
- 第6章 景観協定の有効期間（第24条）
- 第7章 雜則（第25条－第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この景観協定は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第4章に基づき、第5条に定める景観協定区域（以下「協定区域」という。）内における良好な景観の形成のために必要な基準を定め、住宅地としての良好な景観の維持増進を図ることにより、協定区域内の良好な景観の形成に資することを目的とする。さらに、この景観協定を通じ、良好なコミュニティが醸成され、安心、安全で快適な街づくりを目指し、エリアマネジメントを推進させるものである。

（名称）

第2条 この景観協定は、ハナミズキ春日部・藤塚景観協定（以下「協定」という。）と称する。

（定義）

第3条 この協定における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

- 2 土地所有者等とは協定区域内の土地の所有者及び借地権を有する者をいう。
- 3 宅地地盤面とは株式会社中央住宅（以下「申請者」という。）が土地所有者等に建築物を引き渡した時の地盤面をいう。

（協定の設定）

第4条 この協定は、法第90条第1項の規定に基づき、申請者が定め、土地所有者等となった者へ継承する。

第2章 協定区域

(協定区域)

第5条 協定区域は、別紙1「景観協定区域図」（以下「別紙1」という。）に表示する区域とする。

第3章 良好的な景観の形成のために定める基準等

第1節 建築物等に関する基準

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物については、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築することができる建築物の用途は、一戸建て住宅とする。
- (2) 建築物の階数は、地階を除き2以下とし、高さは宅地地盤面から10m以下、軒の高さは7m以下とする。
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、別紙2「壁面後退距離指示図」に示す通り、道路境界線ならびに隣地境界線より1.0mの壁面後退線を越えて建築してはならない。ただし外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である場合はこの限りでない。
- (4) 建築物の屋根形状は勾配のある屋根とし、土地所有者等に建築物を引き渡した時の屋根葺き材に準ずるものを使用するものとする。
- (5) 建築物の外壁及び屋根、または附属建築物の外装は、「春日部市景観計画」の色彩基準に準じる。同色彩基準を別紙3「色彩基準」（以下「別紙3」という。）として添付し、準用する。なお、石、木、土等の素材を使用する場合を除く。

(敷地、附属建築物及び外構に関する基準)

第7条 協定区域内の敷地、附属建築物及び外構については、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 駐車場、駐輪場、テラス又はウッドデッキに屋根を設ける場合は、次に掲げる基準を全て満たしているものであること。
 - ア 屋根を支える柱、及び壁面は、別紙4「附属建築物等の壁面後退距離指示図」に示す通り、道路境界より1.0mの後退線を越えてはならない。
 - イ 軒の高さは、2.7m以下とする。
 - ウ 景観に配慮した素材・デザインであるものとし、まちなみ調和したものにしなければならない。
- (2) 2階のバルコニーに屋根を設ける場合、フレームの色は窓のサッシ色に合わせ、屋根の色は別紙3に定める基準に適合するものとする。
- (3) 外構に用いる門柱及び土留め、舗装部材等は、第18条に定めるハナミズキ春日部・藤塚景観協定運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た部材とする。
- (4) 協定締結時の区画について、盛土、切土、分筆、合筆等の形状の変更をしてはならない。ただし、区画の統合及び統合後再び協定締結時の形状に回復する場合は、この限りでない。
- (5) 物置その他これらに類する附属建築物を設けるときは、別紙3に基づき色彩・景観に配慮しな

ければならない。

第2節 緑化に関する基準

(緑化の定義)

第8条 緑化とは、まちなみの良好な景観の形成のために、地被類、生垣、低木、中木及び高木（以下「樹木等」という。）の植栽をすることをいう。

- 2 高木とは、高さ5m以上の樹木をいう。この場合において、植栽時に高さ3m以上で成木時に5m以上になるものは、高木とみなす。
- 3 中木とは、高さ3m以上の樹木をいう。この場合において、植栽時に高さ1.5m以上で成木時に3m以上になるものは、中木とみなす。
- 4 低木とは、高木および中木以外の樹木をいう。
- 5 地被類とは、地表を覆う芝、コケ、草花等の植物をいう。
- 6 生垣とは、0.9m以上の生け垣に適した樹木を1mあたり3本植栽されているものをいう。

(協定緑地等)

第9条 協定緑地及び協定通路（以下「協定緑地等」という）は、別紙5「協定緑地等／景観木等 位置図」（以下「別紙5」という。）の範囲とし、土地所有者等の全員が立ち入ることができることとする。また、協定緑地等の管理については、土地所有者等の全員の協力により行うものとする。

- 2 協定緑地等に損傷等が発生した場合は、土地所有者等の全員の負担により、速やかに復元又は補修しなければならない。
- 3 協定緑地等にあらかじめ築造された地盤面舗装、又は工作物や門扉、土留めブロック、モニュメント等の形態は、第20条第1項に該当する承認を得ない限り、撤去や移動、変更をしてはならない。また、これらに復元又は補修の必要が生じた場合は、同等品以上を使用しなければならない。

(景観木等)

第10条 景観木1本及び協定樹木5本の計6本（以下「景観木等」という）を協定の象徴として、別紙5で示す協定緑地内に、その位置を定める。

- 2 景観木は7m以上の高木とし、協定樹木は第8条第2項に定める高木とする。
- 3 協定緑地には、景観木等を1本づつ、植栽するものとする。
- 4 景観木等に枯れ及び著しい病害又は損傷が生じた場合は、土地所有者等の全員の負担により、速やかに復元又は補植しなければならない。

(各敷地の緑化)

第11条 土地所有者等は、敷地内に中木と高木を併せて5本以上を植栽しなければならない。

- 2 土地所有者等は、前項の樹木に枯れ及び著しい病害又は損傷が生じ、前項の規定を満たさなくなる場合は、速やかに復元又は補植しなければならない。

(樹木等の維持管理)

第12条 景観木等は、土地所有者等の全員の負担により維持管理するものとする。

- 2 土地所有者等は、協定緑地等および景観木等の維持管理に関する権利を委員会に委託しなければならない。ただし、土地所有者等が行う通常の軽微な管理行為は、この限りでない。
- 3 委員会で委嘱された管理者が協定緑地等及び景観木等の維持管理作業のため、敷地内に立ち入ることを土地所有者等は了承するものとする。

4 協定緑地等以外の敷地内にある樹木等は、健全な育成を図るため、病虫害駆除、剪定、施肥等を、その敷地を所有する土地所有者等の責任と負担で行わなければならない。また、これらの樹木等に枯れ及び著しい病害又は損傷が生じたときは、速やかにこれを取り除く等、他に影響を及ぼさない処置を施さなければならない。さらに、取り除いた場合には、速やかに補植しなければならない。

第3節 囲障に関する基準

(道路に面する囲障)

第13条 道路に面する部分の垣又はさくの構造は生垣等の植栽とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 門柱、幅が1.5m以内の門柱の袖壁、門扉、安全上必要な落下防止さくや玄関手摺り等これらに類するもの。
- (2) 宅地地盤面からの高さが0.6m以下のもの。
- (3) 透視可能なさくや格子材等。

(道路に面する部分以外の囲障)

第14条 道路に面する部分以外の垣又はさくを設ける場合の構造は、生垣又は透視可能なさくや格子材等とする。ただし、宅地地盤面からの高さが0.6m以下のものについては、この限りではない。

第4節 屋外広告物の表示に関する基準

(屋外広告物に関する基準)

第15条 協定区域内の屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置は、禁止とする。ただし、委員会の承認を得て設置する屋外広告物については、この限りでない。

第5節 灯りのいえなみ協定に関する基準

(灯りのいえなみ協定の目的)

第16条 協定区域内の住民が協力して、まちぐるみによる防犯対策や夜間の景観の形成に取り組むことを目的とし、夜間照明を設置するものである。

(夜間照明の維持管理)

第17条 夜間照明は各敷地に設置し、電気料金の負担や維持管理は設置されている敷地の土地所有者等が行う。なお、設置基準に関しては周辺環境に配慮したうえで、運営細則に定める。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第18条 この協定の運営に関する事項を処理するため、ハナミズキ春日部・藤塚景観協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、土地所有者等の互選により選出された委員3名以上をもって組織する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第19条 委員会には、委員長、副委員長及び会計を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長及び会計は、委員の中から委員長が任命するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその事務を代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

(建築等に係る協議)

第20条 土地所有者等は、次の行為を行う場合は、当該工事に着手する前に、委員会に建築等計画協議書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行おうとする場合
 - (2) 附属建築物、工作物、塀、囲障、駐車場屋根、駐輪場屋根の新設、撤去、改変等の行為を行おうとする場合。ただし、老朽化や災害等により毀損したものの原状回復に関する工事はこの限りではない。
 - (3) 協定緑地等にある樹木や工作物を移動又は撤去する場合
 - (4) 景観木等を移植又は撤去する場合
 - (5) 各敷地内に設置されている夜間照明を移動する場合
- 2 土地所有者等は協定区域内において行おうとする前項各号の行為が、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出をする行為に該当する場合には、当該申請書の提出前に、前項の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項に定める建築等計画協議書の審査に要する費用は、土地所有者等の負担とする。

(補則)

第21条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員会が定めるものとする。

第5章 景観協定に違反した場合の措置

(違反者に対する措置)

- 第22条 委員長は、土地所有者等がこの協定の定めに違反している時は、委員会の決定に基づき当該違反者に対して必要な是正措置をとることを請求することができる。
- 2 委員長は、土地所有者等がこの協定の定めに違反し、建築物の建築等を行い、又は工作物等を設置したときは、委員会の決定に基づき当該違反者に対して工事施工の中止を求め、かつ、相当の猶予期間を付して当該違反行為のは正に必要な原状回復その他の措置をとることを請求することができる。

3 この協定の定めに違反した者は、前2項に定める請求があったときには、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第23条 委員長は、前条第1項又は第2項に定める請求を行った場合において、当該土地所有者等がその請求に従わないときは、その強行履行又は当該土地所有者等の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

2 前項の提訴手続きに要する費用は、当該土地所有者等の負担とする。

第6章 景観協定の有効期間

(協定の有効期間)

第24条 この協定の有効期間は、春日都市長の認可の公告のあった日から起算して3年以内において、協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなった日から30年間とする。

第7章 雜則

(共有者等の取扱い)

第25条 一の土地の所有権又は借地権が数人の共有に属するときは、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(協定の変更及び廃止)

第26条 この協定を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意によりその旨を定め、春日都市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意によりその旨を定め、春日都市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定書の引渡し)

第27条 土地所有者等は、所有する土地又は建築物の権利を譲り渡す場合、新たな土地所有者等に対し、この協定の内容を明らかにするために、この協定書の写しを引き渡さなければならない。

2 土地所有者等が、所有権、借地権その他の権利を移転する場合、土地所有者等は、委員会の定める事項を書面により委員会へ届け出なければならない。

(協定区域内にある公共施設等の維持管理)

第28条 別紙1に示す公道部分については、日常清掃を行い、良好な住環境の景観形成を図るものとする。

(疑義の処理)

第29条 この協定に定めのない事項又は規定の解釈及び運用に関して疑義が生じたときは、委員会が誠意をもって解決するものとする。

附 則

(経過措置)

- 1 申請者は、委員会が設置されるまでの間、この協定における委員会の権限を有するものとする。
- 2 土地所有者は、土地所有者等の数が、宅地区画数の3分の2に達したときは、速やかに委員会を設置するものとする。

(一人景観協定が効力を有することになった旨の届出)

- 3 申請者は、一人景観協定が効力を有することになった場合は、景観協定が発効した旨の届出書を春日部市長に提出するものとする。

(協定書の提出及び保管)

- 4 この協定書は正副1部ずつ作成し、それらを春日部市長に提出する。なお、協定認可後、副を委員会が保管し、その写しを新たに土地所有者等になった者全員に配布するものとする。

以 上